

「自転車運転者講習」 受講義務の対象となる 危険行為 15 項目

自転車運転中に信号無視などの「危険な行為」を、3年以内に2回以上繰り返すと自転車の安全利用のための講習を受けることとなります。(14歳以上)



西宮市キャラクター みやたん

<p>①信号無視</p> <p>信号機や警察官等の手信号等に 従いましょう。</p>		<p>②通行禁止違反</p> <p>通行が禁止されている道路や 場所を通行してはいけません。</p> <p>※警察署長の許可を得た場合は除きます。</p>	
<p>③歩行者用道路に おける車両の 義務違反(徐行違反)</p> <p>通行ができる歩行者用道路では、 歩行者に注意して徐行しましょう。</p>		<p>④通行区分違反</p> <p>自転車は、原則、車道を左側端に 寄って通行しましょう。</p> <p>※道路の右側に設けられた路側帯を通行 する行為もこの違反になります。</p>	
<p>⑤路側帯通行時の 歩行者の通行妨害</p> <p>路側帯では、歩行者の通行を 妨害しないようにしましょう。</p>		<p>⑥遮断踏切立入り</p> <p>遮断機が閉じようとしているときや 閉じている間、警報機が鳴って いるときは、踏切内に入っては いけません。</p>	
<p>⑦交差点安全進行 義務違反等</p> <p>交差点では、安全な速度と方法で 進行し、左方向から来る車両等、 また、優先道路を進行する車両等 の通行を妨害してはいけません。</p>		<p>⑧交差点優先車 妨害等</p> <p>右折する場合は、直進する車両 等や反対方向から左折する車両 等の通行を妨害してはいけません。</p>	
<p>⑨環状交差点安全 進行義務違反等</p> <p>環状交差点に入るときは徐行して、 環状交差点内の車両等の 通行を妨害してはいけません。</p>		<p>⑩指定場所 一時不停止等</p> <p>「止まれ」の場所では必ず止まり、 交差道路の車両等の通行を 妨害してはいけません。</p>	
<p>⑪歩道通行時の 通行方法違反</p> <p>歩道の車道寄り部分を徐行し、 歩行者の通行を妨げることと なるときは、一時停止しなければ なりません。</p>		<p>⑫制動装置不良 自転車運転</p> <p>ブレーキのない自転車、ブレーキが 効かない自転車を運転しては いけません。</p> <p>※前輪・後輪の一方にしかブレーキがない 自転車で走行する行為も違反です。</p>	
<p>⑬酒酔い運転</p> <p>自転車でも、飲酒運転をしては いけません。</p>		<p>⑭安全運転義務違反</p> <p>ハンドル、ブレーキ等を確実に 操作して安全に運転しましょう。</p> <p>※傘さし運転やながらスマホ運転で 事故を起こした場合も、安全運転 義務違反になることがあります。</p>	
<p>⑮妨害運転 (交通の危険のおそれ、著しい交通の危険)</p> <p>他の車両の通行を妨げる目的で 逆走して進路をふさいだり、幅寄せや、 不必要な急ブレーキ等をしてはいけません。</p>			